

## 南小学校区学区見直し案説明会に際して寄せられたご意見・ご質問に対する教育委員会の考え方

## 1 学区見直し案（対象地区、経過措置）について

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	対象区域の児童生徒数の人数を各学年ごとに明確に教えてください。	対象地区の各学年の児童数は、転出入もあり変動するため、明確に示すことはできませんが、おおむね30人前後の人数です。
②	アンケート集計結果は設問にはない内容が記載されており反対意見の少なさに違和感があります。小学校区見直しアンケートで中学校区は明記していなかったが、急に決定しておりなぜ先日のアンケートで同時に説明がなかったのかと思います。	アンケートについては、学区見直し対象地区と学区見直しに際して懸念されることを自由意見でお聴きしております。皆さまの考えの傾向を確認するために分類した結果をお伝えしております。中学校区については、アンケートの留意事項の中で説明をしておりますが、説明が分かりにくかったことについては申し訳ありませんでした。
③	アンケート結果について、地区ごとに分けた時に賛成・反対がどのようであったのか分析をしているのでしょうか。	地区別に賛成・反対がどのようであったのか確認しております。対象地区については、おおむね賛成意見が多いことを確認しており、アンケートの結果や変更後の南小学校及び梨の木小学校の適正規模を踏まえて学区検討部会で対象地区を決めています。
④	学区変更により梨の木小学校の教室数が不足することはないか。	市内学区児童生徒推計から、梨の木小学校は今後児童数が減少していく見込みのため、今回の学区見直しによって教室数が不足することは、今後10年間はないと考えております。
⑤	令和6年度時点で既に南小学校に在籍している児童は、学校を変わるのでしょうか？	小学校の経過措置については、小学校5・6年生が対象であるため、4年生以下のお子様は、令和6年度から梨の木小学校に通学することになります。
⑥	中学校進学時点で、経過措置対象の児童も含めて日進東中学校に通学しなければならないのはなぜでしょうか。	小学校在籍の間は卒業期までの期間が短いことに配慮して、経過措置を設けますが、令和6年度以降は、変更対象区域の児童生徒は梨の木小学校・日進東中学校に通学するのが原則であるため、中学校進学のタイミングでは本来学区に変わっていただくことになります。 日進東中学校には、東小学校、相野山小学校、梨の木小学校の3校から進学するため、南小学校から進学する児童も含め、中学校で新しい人間関係を形成する機会と考えております。
⑦-1	令和5年度入学の児童は、入学時から梨の木小学校に通えるようにできませんか？	令和5年度入学児童の学区変更を前倒しで行うと、令和5年度に学区変更対象区域から梨の木小学校に通学する児童が1年生だけとなります。 小学校1年生だけの分団登校では安全性を確保できないため、前倒しを実施することはできないと考えております。
⑦-2	保護者が毎日送迎すれば、可能ではないでしょうか。	登下校は、保護者による送迎ではなく、分団登校が基本であると考えております。 また、学区変更対象地区の児童数はおおむね30名程度であるため、多くの児童が車で登下校すると、車列と徒歩で登下校する児童の分団が交差し、安全性に支障がでること、また、梨の木小学校の駐車場に限りがあることから対応は難しいと考えます。
⑧	学級編成の考慮について、日進東中学校についても、南小学校出身者の子どもが少数とならないような働きかけをお願いします。	日進中学校への進学の際にも、学級編成に配慮するよう学校に働きかけをします。また、学校においては、常日頃から生徒の学校生活に関しての様々な配慮を行っております。

## 2 通学路・通学分団について

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	学区変更後の通学分団が何人くらいになるのでしょうか。近くに児童がいなければ、少ない人数で登校することになるのではないのでしょうか。	通学分団の編制については、変更時の各学年の人数を踏まえ、少人数にならないような分団の範囲を検討していきます。
②	横断歩道がないなど梨の木小学校への通学路で危険な箇所があるが、何か対策を実施するのでしょうか。	通学路の設定は、通常は学校や保護者・地域の皆さまが共に検討して決めていくものですが、学区変更に伴う通学路については、市としても現地確認を行い、学校や保護者・地域のご意見を伺って、できるだけ安全な経路や横断箇所を検討して行きます。 その結果危険な箇所については、道路管理者や公安委員会等に諮りながら必要な安全対策を検討します。
③	通学の際に東山グラウンドの南側の道を横断することになると思うが、この道は抜け道として利用されており交通量が多いため横断するのが危険だと思うが、通学路の明示やゾーン30の設定などを検討してもらえないでしょうか。	通学路が決まりましたら危険箇所を確認し、道路管理の担当課とも相談して対策を検討していきます。 通学路の安全対策について要望がございましたら、市へお寄せいただきたいと思います。
④	通学路になる山手線の横断時における安全性確保のため、梨の木小学校の正門付近に山手線へ歩道橋を設置して下さい。	南山手線の横断箇所については、信号のある交差点が2か所あるため、横断児童数等を考慮して、横断箇所や通学路の設定を検討してまいります。なお、歩道橋の設置については、設置できる箇所の条件や、他の横断歩道との距離、歩道橋の利用人数などを総合的に判断して、設置を検討するものです。設置する際には、用地買収、設計、工事等複数年に渡って、多額の事業費が必要となります。

## 3 学区変更への不安や懸念事項について

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	学区見直しが必要な状況について理解はできるが、子どもに対してはどのように説明していくのか。	お子様に対しては、転校前の南小学校、転校後の梨の木小学校で説明をさせていただき、学校見学会にお子様も一緒に参加していただけるようにするなど、不安解消に努めます。
②	学区を変わることに親も子どもも不安を感じており、それに対して児童や保護者の負担を軽減するような具体的な説明がありません。今後、WEBではなく対面での説明の機会を設けていただきたい。	今後学区見直しの方針が決まりましたら、学校見学会を開催し、梨の木小学校における学校生活について具体的なイメージを持っていただけるよう説明いたします。 なお、教育委員会としての説明会については前向きに検討します。
③	体操服などの学校指定用品について、梨の木小学校の他の児童と違う体操服を着るのは目立ちますし、そのことに対して嫌な気持ちになることを言うてくる子供がいるのではないかと心配です。 子どもや親の都合での転校ではないため、転校の際の補助が支給はあってもいいのではないのかと思います。	体操服などの学用品については、これまでも学区変更の際して、買い替えの補助や支給をしておりません。 学校指定の学用品については、指定品を使用しなければならないというものではないため、変更前のものをしようしていただいたり、令和5年度に南小学校に入学する児童については、入学当時から梨の木小学校の体操服を使用したり、高学年は進学先の日進東中学校の学体操服を使用することができます。 他の子どもと違うものを使用することに対して、嫌なことを言ったりしないように、学校で指導していきます。
④	P T Aの役員経験についての配慮はあるのでしょうか。	PTAについては、保護者と先生で構成される任意の団体であるため、市としては保護者の意向が反映されるよう学校を通じて働きかけをしていきます。 学区変更後の初年度は、役員選出の対象とならないように配慮したり、前の学校での役員の経験について考慮されるよう、双方の学校に働きかけをしていきます。ただし、地区ごとの役員については、地域からの選出となりますので、初年度から選出する必要があります。

4 その他

NO.	ご意見・ご質問	教育委員会の考え方
①	<p>学区変更により梨の木小学校区の申し込み人数が増えた場合、今まで点数ギリギリで通っていた児童が令和6年度から同じ児童クラブに通えなくなるという状況は起こらないでしょうか。民間事業との連携と書いてありますが、児童クラブに入れず民間事業に通わせた場合、利用費に差はでないでしょうか。</p>	<p>学区変更に伴い、梨の木小学校区の児童数が増加することによって、児童クラブの申込み人数についても増加することが考えられます。なお、児童クラブの入所決定につきましては、毎年希望される方の多い児童クラブにおいては、申し込みされたご家庭の状況等に応じて入所決定を行っております。したがって申し込み状況によっては、翌年度はご利用できない場合もございます。放課後子ども教室については、現在のところ受入れ人数の制限はありませんので、そちらの入所もご検討していただきたいと思います。</p> <p>民間児童クラブとの価格差については、事業者ごとに実施しているサービス内容が異なるため、利用料に違いがございます。</p>
②	<p>アンケートで寄せられた「梨の木小学校に近い東山地区は、なぜ今まで南小学校区だったのか」という質問への回答について、梨の木小学校開校当時から数年間の栄地区の児童の人数と今回対象地域の人数の比較表など提示して梨の木小学校区とならなかった理由を示して欲しい。</p>	<p>梨の木小学校開校当時の学区の設定については、その当時の児童推計を基に、梨の木小学校が適正な規模となる（適正規模は12～24学級）ように設定しています。開校時数年間の梨の木小学校の児童数は800人を超えており、利用教室数が上限の25教室に近いクラス数でした。その当時に、今回の学区変更対象地区も含めて梨の木小学校区とした場合、梨の木小学校の利用可能教室数を越えることが予想されました。</p>
③	<p>先行して実施している西小学校区、北小学校区・日進中学校区の学区見直しについても情報提供してほしい。</p>	<p>3月号の広報やホームページに掲載しておりますので、内容をご確認ください。</p>